

- 文化施設、歴史的建造物、公共空間等をイベント・賓客のおもてなし空間として活用するユニークベニユーの開発・利用は海外と比較して後れを取っており、我が国においてもその積極展開が求められる。
- 観光庁では、ユニークベニユーの開発・利用促進のため、官民関係者からなるユニークベニユー利用促進協議会を設置。
- 今年度は東京都内の美術館・博物館を対象に利用開放の働きかけ、ガイドラインの作成に取り組む。

国内の事例

東京国立博物館



宝物館外観通常時

法隆寺宝物館エントランス (Dyson Academy 2011)



宝物館外観イベント時

提供：東京国立博物館

- 法隆寺宝物館エントランス、平成館ラウンジをイベントスペースとして貸出
- 持ち込みかケータリング会社手配で飲食可能
- 月1件程度のイベント開催（企業による新製品の発表会が多い）

日本の課題

● 施設管理者

- 国や自治体が所管する公的施設（美術館、博物館、公園等）の管理者は、施設のユニークベニユーとしての利用に対して、一般的に消極的。

● 関連規制

- 食品衛生法、消防法（及び関連条例）のために、ユニークベニユーとして利用したくともできない場合も多い。

● その他

- 住民等地域の理解の促進